

所得税等の特別減税に伴い

下記のかたがたに

臨時福祉特別給付金 が支給されます。

申請受付は11月30日(月)までです

平成10年分所得税等の特別減税の追加実施に伴い、年金受給者や65歳以上の低所得のかた、寝たきりや痴呆で常時介護が必要なかたを対象に、平成10年8月1日を基準日として、国から臨時福祉特別給付金が支給されます。給付金には、下記の3種類があります。

市では、10月中旬に該当すると思われるかたに申請書を郵送します。ご不明な点についてはご連絡ください。申請書の提出期限は11月30日(月)です。

問い合わせ 福祉総務課 ☎(866) 2 2 0 1

福祉給付金

対象者1人につき1万円

下記の①～⑨の年金や手当のうち、8月分を受給できるかた。

- ① 老齢福祉年金
- ② 障害基礎年金
 - ア. 年金証書の年金コードの先頭3ケタが「635」か「265」のかた
 - イ. 平成10年度の市民税が非課税のかたで、年金証書の年金コードの先頭3ケタが「535」か「062」のかた
- ③ 遺族基礎年金
 - ア. 年金証書の年金コードの先頭3ケタが「275」か「285」のかた
 - イ. 平成10年度の市民税が非課税のかたで、年金証書の年金コードの先頭3ケタが「645」「072」「082」「102」のかた
- 【適用除外】「②イ」と「③イ」のかたで、市民税を課税されているかたの控除対象配偶者または扶養親族のかたは該当しません
- ④ 児童扶養手当 ⑦ 障害児福祉手当
- ⑤ 特別児童扶養手当 ⑧ 福祉手当(経過措置分)
- ⑥ 特別障害者手当 ⑨ 原爆被爆者諸手当

ただし、生活保護受給者や社会福祉施設の入所者は、それぞれの制度から同様の措置がとられますので該当しません。

介護福祉金

対象者1人につき3万円

(福祉給付金か特別給付金と合わせて受給することもできます)

8月1日現在で生活保護を受けているかた、または平成10年度分の市民税所得割が課税されていないかたで、次の①か②に該当するかた。

- ① 平成10年2月1日以前から寝たきりや痴呆などのため、常時介護を必要とする65歳以上のかた
- ② 8月分の特別障害者手当が障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)を受給できるかた

ただし、下記に該当するかたは対象になりません。

- ・平成10年度分の市民税所得割を課税されているかたの控除対象配偶者または扶養親族になっているかた
- ・平成10年8月1日現在で、病院や老人保健施設に3か月以上入院・入所しているかたや社会福祉施設入所者

特別給付金

対象者1人につき1万円

(福祉給付金に該当するかたは、受給できません)

65歳以上のかた(平成10年8月1日現在)で、平成10年度分の市民税が非課税のかた。

ただし、下記に該当するかたは対象になりません。

- ・生活保護受給者や社会福祉施設入所者
- ・平成10年度分の市民税を課税されているかたの控除対象配偶者または扶養親族になっているかた
- ・福祉給付金に該当するかた

帆船「日本丸」 秋田港に寄港

運輸省航海訓練所の帆船「日本丸」が、秋田港に寄港します。期間中、中島埠頭に停泊していますので、どうぞご覧ください。

期間 / 10月14日(水)▶19日(月)

場所 / 中島埠頭(セリオン北側)

入 港 14日(水)午前10時(入港歓迎式10時45分～)

セイルドリル 17日(土)午後1時～3時30分(帆を張る訓練です)

一般公開 18日(日)午前9時～11時

日本丸の船内を自由に見学できます 午後1時～3時

秋田港出港 19日(月)午前10時

問い合わせ 秋田港海の祭典実行委員会事務局 ☎(845) 2 2 6 1(土崎支所内)



講演をする明石さん

秋田県市町村国際文化研修所 開設記念シンポジウム

前国連事務次長の明石康さんを学長とする市町村職員の研修機関「秋田県市町村国際文化研修所」の設立を記念して開きます。直接会場へどうぞ。先着100人です。入場無料。

と き / 10月20日(火)午後1時30分～4時30分

ところ / ホテルメトロポリタン秋田

テーマ 国際化時代をどう生きるか

基調講演 明石康・研修所学長

パネルディスカッション 明石康 千田謙蔵(元横手市長) 石川錬治郎(秋田市長)

澤井セイ子(秋大教授) カール・スペンサー・ブース(元外国語指導助手)

問い合わせ 秋田県市町村振興協会 ☎(866) 2 0 1 1

12月 から 水道の「お知らせ票」が変わります

水道局では、これまで手書きの「水道使用量のお知らせ」をお届けしていましたが、12月の検針分から、ハンディターミナル(コンピュータ内蔵携帯検針器)による、下記のような新しいお知らせ票に変わります。



お知らせ内容が変わります これまでは使用水量だけのお知らせでしたが、水道料金・下水道使用料の予定額、使用期間、前年同時期の使用水量も、検針した時点でお知らせします。なお、このお知らせ票で料金のお支払いはできません。また集金することはありませんので、ご注意ください。

口座振替領収書も発行します 口座振替の場合、これまで領収書のハガキを郵送していましたが、来年2月の検針分から、お知らせ票に前回の領収書も添付します。

料金の納入日が変わります

・口座振替の場合 これまで11日振替のかたは前月の26日に、26日振替のかたは11日に、振替日が半月ほど早まります。新しいお知らせ票には口座振替予定日が記載されますので、確認のうえご入金ください。

・納付書で納入の場合 検針した月内に納付書を発行します。これまで納入期限は翌月末でしたが、翌月の11日と早まります。

請求月の読み替えを行うことから、この新しいお知らせ票による1度目の請求には、前回の請求月が1か月分重なって含まれます。これは表示上だけのことで重複請求ではありませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ 水道局営業課 ☎(823) 8431 水道局土崎営業所 ☎(845) 4151